

改憲策動を市民の運動で押し返そう 「憲法改悪を許さない全国署名」を広げよう

先の総選挙で、改憲を主張する勢力の議席数が2/3を超える大変残念な結果となり、改憲の動きが一気に強まりました。

岸田首相は年頭所感で「(改憲は)本年の大きなテーマ」と前のめりの姿勢を示し、自民党には「憲法改正実現本部」を設置。安倍・菅政権以上の改憲暴走の姿勢です。その暴走を、「(今年の)参議院選挙と同時の改憲国民投票実施」を主張する日本維新の会などが加速させています。

岸田政権は、敵基地攻撃能力保有を明記する防衛計画大綱などの見直しや軍事費をGDP 2%への大軍拡を進めようとしています。他国攻撃可能な武器の保有は違憲としてきた従来の政府答弁を見直すこととあわせて、「9条改憲」もと狙っているのです。

中国が覇権主義を強め、アメリカとその同盟国が中国包囲を強固にするもとの、日本も軍事対軍事、武力には武力の道に進むのか、憲法9条をいかした平和外交に立ち戻るのか、今、その岐路に立っています。

自民党の改憲4項目案

- ①自衛隊明記と自衛措置の言及
- ②緊急事態対応
- ③参議院の合区解消
- ④教育の充実

自民党の改憲4項目案

——ねらいは「自衛隊明記」による9条改悪

自民党の改憲案は右の4項目ですが、①以外は基本的に、改憲しなくてもできることばかりです。一番のねらいは、①の9条を変えることにあるわけです。

改正の方向性(自民党HPより)

- ・憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべき
- ・現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべき

自衛隊は「軍隊」でなく「実力」?

自衛隊は誰が見ても憲法9条と両立しない軍隊ですが、憲法9条2項の「戦力不保持」に「違反」しないとされてきました。憲法に軍事行動を認める規定がないので、憲法13条の幸福追求権を根拠に、領域を守る必要最小限度の実力の行使が許されると解釈したのです。だから、自衛隊の武力行使は日本に対する攻撃の排除にだけ許され、海外派兵や集団的自衛権の行使、武力行使を目的とした国連軍への参加はできないとされたのです。自衛隊は世界標準の「戦力=軍隊」ではなく「必要最小限度の実力」と説明されました。このことが、自衛隊の海外派兵や防衛費の大幅増の制約になってきたのです。

「自衛の措置」なら日本を守るだけ?

9条に書き込もうとしている「自衛の措置」とは、「自衛権」そのもの。個別的自衛権と他国を守る集団的自衛権の両方を含みます。(集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、安保法制を制定済)自衛隊は世界の軍隊と同じ権限を持つ「普通の軍隊」になります。

自衛隊は憲法上の存在に格上げされ、個別的+集団的



自衛権の行使が認められ、無制限の海外での武力行使が可能になります。それが自民党による改憲の狙いの核心だということです。



改憲案の「教育の充実」に一言
民主党政権下の2011年度から35人学級がスタート。それを小学1年(実質2年)でストップし、8年間凍結させたのは自民政権。「どの口が言っているのだ」と、怒りすらわきます。

9条の歯止めは今も残っている



2014年に集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、2015年に安保法を制定したよね。もう自衛隊は、海外で戦争できるようになったんじゃないの？



安保法制での論戦の際に政府は、安保法制のもとでも (1)フルスペックの集団的自衛権行使や (2)武力行使を目的とした海外派兵はできない、と説明してきました。

それが明らかになったのが自衛隊の南スーダンへの派兵。戦闘状態にあったことをごまかすために日報を隠ぺいし、それが発覚し、当時の稲田防衛相が辞任に追い込まれた。派兵していた自衛隊も撤退。やっていること、あるいは、やれることを隠しながらでない、国民に対して説明ができない。9条が依然として機能しているからです。だからこそ自民党は9条を明文で改憲したいのです。



安保法では、自衛隊の活動が「存立危機事態」といわれる集団的自衛権の行使にまで広げられましたが、そこでは、なお「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と「限定」されています。

「教え子を再び戦場に送らない」の誓い

敗戦後、右の詩のような思いを抱いた教師は、少なくなかったでしょう。教職員組合は朝鮮戦争のさ中、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを採択し、今も掲げています。

戦死せる教え児よ

竹本源治(高知県の中学校教師)

逝ゆいて還かえらぬ教え児よ
私の手は血まみれだ
君を縊くびつたその綱の
端を私も持っていた
しかも人の子の師の名において
嗚呼ああ！
「お互いにだまされていた」の言訳が
なんでできよう
慚愧ざんき 悔恨かいこん 懺悔ざんげを重ねても
それがなんの償いになろう
逝った君はもう還らない
今ぞ私は汚濁の手をすすぎ
涙をはらって君の墓標に誓う
「繰り返さぬぞ絶対に！」

「核共有」、「敵基地攻撃」、「国連は無力」???

ロシアのウクライナ侵攻を受け、安倍元首相や日本維新の会などは、「核共有(米軍の核兵器を自衛隊が共有する)を検討すべき」と言い始めました。岸田首相は、敵基地攻撃(実質的な全面先制攻撃)能力を検討すると言っています。「非核三原則」「専守防衛」を投げ捨てるものです。

「国連憲章」、「憲法9条」の精神こそ

二つの世界大戦の惨禍を経て、もう人類は戦争をしてはいけなく、国連憲章を作りました。憲法9条も同じです。ASEANやEUは「紛争を戦争にしない」地域をつくってきました。2021年には核兵器禁止条約が発効しました。これが20~21世紀の世界の流れです。

「核抑止」や「軍事的緊張には軍事力増強で対応」という考えは、実は19世紀的な古い古い国際関係=勢力均衡の考え方に戻るべきだという主張です。そこに戻ることはできません。

「憲法改悪を許さない全国署名」を広げましょう ● ● ● ●

署名用紙を送ります

家族・知人にも広げましょう。QRコードから、尼教組に連絡ください。



ネット署名もありますが

署名用紙の宛先は「総理大臣・衆議院議長・参議院議長」ですが、ネット署名は、制度上、総理大臣あてのみ有効となりますので、官邸提出分として取り扱われます。

